

東京都緊急輸送道路沿道建築物耐震化等促進事業補助金交付要綱

制定 平成 25 年 4 月 1 日

24 都市建企第 1218 号

最終改正 令和 3 年 3 月 24 日

2 都市建企第 1377 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、東京都緊急輸送道路沿道建築物耐震化等促進事業制度要綱（平成 20 年 4 月 1 日付 19 都市建企第 886 号。以下「制度要綱」という。）第 10 条の規定に基づき、区市町村に対し緊急輸送道路沿道建築物耐震化等促進事業に要する費用の一部を補助する都の補助金（以下「補助金」という。）の交付について必要な事項を定めることを目的とする。

(通則)

第 2 条 緊急輸送道路沿道建築物耐震化等促進事業に係る補助金の交付に関しては、東京都補助金等交付規則(昭和 37 年東京都規則第 141 号)及び制度要綱に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第 3 条 この要綱における用語の意義は、制度要綱に定めるところによるほか、次に定めるところによる。

- 一 マンション 共同住宅のうち耐火建築物又は準耐火建築物であつて、延べ面積が 1,000 m²以上であり、かつ、地階を除く階数が原則として 3 階以上のものをいう。
- 二 分譲マンション 2 以上の区分所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和 37 年法律第 69 号。以下「区分所有法」という。）第 2 条第 2 項に規定する区分所有者をいう。以下同じ。）が存する建物で人の居住の用に供する専有部分（区分所有法第 2 条第 3 項に規定する専有部分をいう。）がある共同住宅（店舗等の用途を兼ねるもので店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の 2 分の 1 未満のものを含む。）をいう。
- 三 占有者 沿道建築物の所有者（区分所有者を含む。）との間に締結された賃貸借契約に基づき、区市町村が定める期間継続して当該沿道建築物に存する者をいう。

(補助事業者)

第 4 条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、制度要綱に基づき、緊急輸送道路沿道建築物耐震化等促進事業を実施し、又は実施する者に対して補助を行う区市町村とする。

(補助金の額)

第 5 条 補助金の額は、次の各号に定めるとおりとする。ただし、補助対象事業のうち、既に本事業における補助金の交付を受けた部分に係る費用は除く。

- 一 一般緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業の補助金の額は、別表 1 の範囲内であって、国の補助額を超えない額とする。
- 二 特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業の補助金の額は、別表 2 の範囲内であって、国の補助額を超えない額とする。ただし、既に特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化準備事業における補助金の交付を受けた住宅及び建築物に係る補助対象事業費の限度額は、別表 2 に定める補助対象事業費の限度額から別表 6 における補助対象事業費の額を減じた額とする。
- 三 耐震診断の結果 I_s 値が 0.3 未満相当若しくは I_w 値が 0.7 未満相当又は倒壊の危険性が高いと判断された特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震改修、建替え又は除却を実施する場合は、別表 3 に定める範囲で別表 2 に定める額に加算することができる。ただし、加算する額は、区市町村の補助額全体の 1/3 を限度とし、別表 2 で耐震改修に係る補助対象事業費に対して国、都及び区市町村が補助する費用の割合を、別表 3 で加算の基礎となる額に対して都及び区市町村が補助する費用の割合を超えない範囲とする。
- 四 占有者が存する一般緊急輸送道路沿道建築物の耐震改修、建替え又は除却を実施する場合は、別表 4 に定める範囲で別表 1 に定める額に加算することができる。ただし、加算する額は、別表 1 で定める耐震改修、建替え又は除却に係る補助対象事業費の 1/30 を限度とする。
- 五 占有者が存する特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震改修、建替え又は除却を実施する場合は、別表 5 に定める範囲で別表 2 に定める額に加算することができる。ただし、加算する額は、別表 2 で定める耐震改修、建替え又は除却に係る補助対象事業費の 2/45 を限度とする。
- 六 特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化準備事業の補助金の額は、別表 6 の範囲内の額とする。

(一括設計審査(全体設計)の申請及び承認)

第 5 条の 2 補助事業者は、補助金を充てて施行しようとする工事等の施行年度が 2 か年度以上にわたる場合は、初年度にまとめて知事の設計審査(以下「一括設計審査(全体設計)」という。)を受けなければならない。

2 一括設計審査(全体設計)を受けようとする者は、当該事業に係る補助金の交付申請前に、一括設計審査(全体設計)の事業(以下「全体設計(全体事業)」という。)及び当該事業における年度ごとの事業(以下「全体設計(各年度事業)」という。)に係るそれぞれの事業費の総額及び完了予定日等について、次の各号に定める書類を提出しなければならない。ただし、第 4 項の規定に基づく事業を申請する場合は、この限りでない。

一 一括設計審査(全体設計)申請書(別記第 1 号様式)

二 一括設計審査(全体設計)申請住宅及び建築物一覧(別記第 1 号様式の 2)

三 工程表

四 その他知事が必要と認める書類

3 知事は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めた場合には当該一括設計審査（全体設計）を承認し、一括設計審査（全体設計）承認書（別記第2号様式）により申請者に通知し、適当でないと認めた場合には通知書（別記第3号様式）により申請者に通知するものとする。

4 補助事業者は、補助金の交付決定後において、繰越しにより事業の施行年度を2か年度以上にわたることとした場合は、全体設計（全体事業）及び全体設計（各年度事業）に係るそれぞれの事業費の総額及び完了予定期日等について、次の各号に定める書類を知事に提出しなければならない。

一 一括設計審査（全体設計）申請書（別記第1号様式）

二 一括設計審査（全体設計）申請住宅及び建築物一覧（別記第1号様式の2）

三 工程表

四 その他知事が必要と認める書類

5 知事は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めた場合には当該一括設計審査（全体設計）を承認し、一括設計審査（全体設計）承認書（別記第2号様式）により申請者に通知し、適当でないと認めた場合には通知書（別記第3号様式）により申請者に通知する。

6 一括設計審査（全体設計）の承認を受けた事業に係る全体設計（各年度事業）の補助金額の算定に当たっては、全体設計（全体事業）に着手する時点における要綱を適用し、かつ、全体設計（全体事業）の事業費をもとに算出した額に全体設計（各年度事業）の事業割合を乗じた額以内とする。ただし、補助金額の算定に当たり別の算定によることについて知事が必要と認める場合は、この限りでない。

（一括設計審査（全体設計）の変更）

第5条の3 一括設計審査（全体設計）の承認を得た者は、全体設計（全体事業）及び全体設計（各年度事業）の総額等の変更が生じた場合は、速やかに次の各号に定める書類を知事に申請しなければならない。ただし、軽微なものについては、この限りでない。

一 一括設計審査（全体設計）変更申請書（別記第4号様式）

二 一括設計審査（全体設計）申請対象住宅及び建築物一覧（別記第4号様式の2）

三 工程表

四 その他知事が必要と認める書類

2 知事は、前項の申請による変更を適当と認める場合には変更を承認し、一括設計審査（全体設計）変更承認書（別記第5号様式）により申請者に通知し、適当でないと認める場合には通知書（別記第6号様式）により申請者に通知するものとする。

（補助金の交付申請及び交付決定）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（別記第7号様式）に、

次の各号に定める書類を添えて知事に申請しなければならない。

一 補助事業内容及び補助金額算出内訳書（別記第 7 号様式の 2）

二 その他知事が必要と認める書類

- 2 知事は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めた場合には補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書（別記第 8 号様式の 1）により申請者に通知し、適当でないと認めた場合には通知書（別記第 8 号様式の 2）により申請者に通知する。

（申請の撤回）

第 7 条 補助事業者は、補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、補助金交付決定通知書受領後 14 日以内に補助金交付申請の撤回をすることができる。

（交付決定の変更）

第 8 条 補助事業者は、補助金の交付決定後において、補助金額の変更等（軽微な変更を除く。）が生じた場合は、速やかに補助金交付変更申請書（別記第 9 号様式）に、次の各号に定める書類を添えて知事に申請しなければならない。ただし、軽微なものについては、この限りでない。

一 補助事業内容及び補助金額算出内訳書（別記第 9 号様式の 2）

二 その他知事が必要と認める書類

- 2 前項の軽微な変更は、次の各号に掲げる変更の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一 事業の内容の変更 補助金の交付決定額の変更を伴わず、かつ、各区分（一般緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業及び特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業ごとにおける耐震アドバイザー派遣、耐震診断、補強設計及び建替設計並びに耐震改修、建替え及び除却並びに特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化準備事業における耐震性能向上の別をいう。次号において同じ。）の件数に変更がないもの。

二 経費の配分の変更 補助金の交付決定額の変更を伴わず、かつ、各区分の経費間の流用額が当該年度の全経費に対して 3 割未満であるもの

- 2 知事は、前項の申請による変更を適当と認める場合には交付決定を変更し、補助金交付変更決定通知書（別記第 10 号様式）により補助事業者へ通知し、適当でないと認める場合には通知書（別記第 11 号様式）により補助事業者へその旨を通知するものとする。

（事業遅延等の報告）

第 9 条 補助事業者は、本事業が知事の指定する期限までに完了しない場合又は遂行が困難となった場合は、報告書（別記第 12 号様式）により速やかに知事に報告して、その指示を受けなければならない。

（承認事項）

第 10 条 補助事業者は、補助金の交付の決定通知を受けた後、特別な理由が生じたため本

事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の規定による承認を受けようとするときは、事業の中止・廃止申請書（別記第 13 号様式）により知事に申請するものとする。
- 3 知事は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、承認する場合は、承認書（別記第 14 号様式）により、承認しない場合は、通知書（別記第 15 号様式）により、補助事業者はその旨通知するものとする。

（遂行命令）

第 11 条 知事は、補助事業者が提出する報告、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 221 条第 2 項の規定による調査等により、本事業が補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対し、これらに従って当該事業を遂行すべきことを命じることができる。

（実績報告）

第 12 条 知事は、補助事業者が本事業を完了したとき又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、知事が指定する期間内に実績報告書（別記第 16 号様式）に、次の各号に定める書類を添えて実績を報告させるものとする。第 10 条第 3 項の規定により廃止の承認をした場合もまた同様とする。

- 一 補助事業成果及び補助金精算額算出内訳書（別記第 16 号様式の 2）
- 二 その他知事が必要と認める書類

- 2 知事は、次条により補助金の額を確定した後において、知事が必要と認める場合は、実績修正報告書（別記第 17 号様式）に、次の各号に定める書類を添えて実績を報告させるものとする。

- 一 補助事業成果及び補助金精算額算出内訳書（別記第 17 号様式の 2）
- 二 その他知事が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第 13 条 知事は、実績報告を受けたときは、実績報告書の審査、必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る本事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めた場合は、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（別記第 18 号様式）により、補助事業者へ通知するものとする。

- 2 補助金の額の確定は、交付決定額の範囲内で行うものとする。

（補助金の交付）

第 14 条 知事は、前条の規定により確定した額について、補助事業者から請求書（別記第 19 号様式）による請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（概算払）

第 14 条の 2 前条の規定にかかわらず、補助事業者は、額の確定前に事業が完了した部分について、概算払の請求をすることができる。この場合において、知事は、補助事業者

からの請求書（別記第 20 号様式）による請求内容の審査及び必要に応じて行う現場調査等により、補助金を交付するものとする。

2 補助事業者は、前項に基づき概算払を受ける場合には、次の各号に定める書類を請求書（別記第 20 号様式）に添えて知事に提出しなければならない。

一 補助金出来高額算出内訳書（概算払用）（別記第 20 号様式の 2）

二 その他知事が必要と認める書類

3 第 12 条及び第 13 条の規定は、第 1 項に基づく概算払を行った場合において準用する。

4 補助事業者は、前項において準用する第 13 条の規定により補助金額確定通知書を受け取ったときは、速やかに概算払精算書（別記様式第 21 号）を知事に提出するものとする。（補助金の交付の決定の取消し等）

第 15 条 知事は、第 6 条第 2 項の規定に基づく補助金の交付決定後の事情の変更等により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、本事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

一 補助金の交付決定後、天災地変その他の事情変更により、本事業（一括設計審査（全体設計）の承認を受けた事業のうち、全体設計（各年度事業）について既に補助金の交付を受けたものは、当該全体設計（全体事業）における残りの年度の事業を含む。以下この条及び第 16 条において同じ。）の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。

二 偽りその他不正の手段により、この補助金の交付等を受けたとき。

三 本事業を中止し、又は廃止したとき。

四 補助金を他の用途に使用したとき。

五 本事業を予定の期間内に着手せず、又は完了しないとき。

六 補助対象事業費の精算額が補助金交付決定時の補助対象経費に達しないとき。

七 補助金の交付決定の内容、これに付した条件その他関係法令又は交付決定に基づく命令に違反したとき。

八 事業内容、事業費及び事情の変更等により補助金が減額になったとき。

3 前項の規定は、第 13 条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用する。

（補助金の返還）

第 16 条 知事は、前条の規定により、補助金の交付決定を取り消した場合において、本事業の当該取消しに係る部分に関して、既に補助金を交付している場合において、返還すべき金額があるときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を

超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(違約加算金)

第 17 条 知事は、第 15 条の交付決定の取消しによる補助金の返還について、同条第 2 項第 2 号、第 4 号又は第 7 号に該当する場合においては、次の第 1 号から第 3 号までの規定により、補助事業者をして違約加算金を納付させなければならない。

一 違約加算金（100 円未満の場合を除く。）は、補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年 10.95%の割合で計算する。

二 前号による規定の適用について、補助金が 2 回以上に分けて交付されている場合は、返還を命じた額に相当する補助金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命じた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命じられた額に達するまで順次遡り、それぞれの受領の日において受領したものとして計算する。

三 この条の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充当する。

四 知事は、補助金の返還を命じた場合において、補助事業者がこれを納付日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95%の割合で計算した延滞金（100 円未満の場合を除く。）を納付させなければならない。

五 前号の規定により、延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(補助金の経理)

第 18 条 知事は、補助事業者をして本事業についての収支簿を備え、他の経理と区別して、本事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにさせるものとする。

2 知事は、補助事業者をして前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備して、前項の収支簿とともに本事業の完了の日の属する年度（一括設計審査（全体設計）の承認を受けた事業のうち、全体設計（各年度事業）について既に補助金の交付を受けたものは、当該全体設計（全体事業）の完了の日の属する年度とする。第 19 条において同じ。）の終了後 5 年間保存させなければならない。

(記録の保管)

第 19 条 知事は、補助事業者をして本事業の実施内容に関する記録について本事業の完了の日の属する年度の終了後 5 年間保存させなければならない。

(実施期間)

第 20 条 補助事業者は、補助金を受けようとする年度の末日までに本事業を完了するものとする。

(財産処分の制限)

第 21 条 補助事業者が補助事業により取得し、又は効用を増加した次に掲げる財産を、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けさせなければならない。ただし、補助金等の交付の目的、交付額又は当該財産の耐用年数を勘案し、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める期間を準用した期間を経過した場合は、この限りでない。

一 不動産

二 船舶

三 前二号に掲げるものの従物

四 立木

五 取得価格又は効用の増加額が単価 50 万円以上の工作物、機械及び器具で、補助目的達成上特に必要と認められるもの

六 前各号のほか、補助金等の交付の目的を達成するため特に必要があると認めるもの

附 則 （平成 25 年 3 月 22 日 24 都市建企第 1218 号）

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （平成 26 年 1 月 9 日 25 都市建企第 900 号）

1 この要綱は、平成 26 年 1 月 9 日から施行する。

2 施行前に、建築物の所有者が区市町村に対して耐震診断の助成金の交付申請があったものについては、改正前の本要綱を適用する。

附 則 （平成 26 年 4 月 1 日 25 都市建企第 1099 号）

1 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

2 施行前に、建築物の所有者が区市町村に対して耐震診断の助成金の交付申請があったものについては、改正前の要綱を適用する。

附 則 （平成 28 年 3 月 30 日 27 都市建企第 1199 号）

1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

2 施行前に、建築物の所有者が区市町村に対して耐震診断の助成金の交付申請を行った事業については、改正前の要綱を適用する。

3 施行前に、（社会資本整備総合交付金交付申請等要領（平成 23 年 3 月 11 日制定）第 7 に規定する社会資本整備総合交付金の一括設計審査（全体設計）を受け、補強設計、耐震改修、建替え又は除却に係る契約を締結している建築物に係る事業については、改正前の要綱を適用する。）

附 則 （平成 29 年 3 月 31 日 28 都市建企第 1198 号）

1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

2 改正前の別表 2 に掲げる耐震診断に要する費用の補助に係る規定は、建築物に対する

耐震診断が平成 29 年 3 月 31 日（都が確認した特定緊急輸送道路沿道建築物（平成 28 年 4 月 1 日以降に確認したものに限る。）については、平成 31 年 3 月 31 日）までに完了するものについては、なお効力を有するものとする。

- 3 施行前に、社会資本整備総合交付金の交付決定を受け、耐震アドバイザー派遣、耐震診断、補強設計、耐震改修、建替え又は除却に係る契約を締結している建築物に係る事業については、改正前の要綱を適用する。
- 4 施行前に、社会資本整備総合交付金交付申請等要領（平成 23 年 3 月 11 日制定）第 7 に規定する社会資本整備総合交付金の一括設計審査（全体設計）を受け、耐震アドバイザー派遣、耐震診断、補強設計、耐震改修、建替え又は除却に係る契約を締結している建築物に係る事業については、改正前の要綱を適用する。

附 則 （平成 30 年 3 月 30 日 29 都市建企第 1365 号）

- 1 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 29 年 3 月 31 日 28 都市建企第 1198 号による改正前の別表 2 に掲げる耐震診断に要する費用の補助に係る規定は、住宅及び建築物に対する耐震診断が平成 29 年 3 月 31 日（都が確認した耐震化推進条例第 8 条第 1 項の規定による特定沿道建築物（平成 28 年 4 月 1 日以降に確認したものに限る。）については、平成 31 年 3 月 31 日）までに完了するものについては、なお効力を有するものとする。
- 3 施行前に、社会資本整備総合交付金交付申請等要領（平成 23 年 3 月 11 日制定）第 7 に規定する社会資本整備総合交付金の一括設計審査（全体設計）（以下「国の一括設計審査（全体設計）」という。）を受けずに社会資本整備総合交付金の交付決定を受け、耐震アドバイザー派遣、耐震診断、補強設計、耐震改修、建替え又は除却に係る契約を締結している住宅及び建築物に係る事業については、補助金の算定に当たっては改正前の要綱を適用し、かつ、平成 30 年年度中に限り第 5 条の 2 第 1 項の規定に基づく一括設計審査（全体設計）を申請することができる。
- 4 施行前に、国の一括設計審査（全体設計）を受け、耐震アドバイザー派遣、耐震診断、補強設計、耐震改修、建替え又は除却に係る契約を締結している建物に係る事業については、補助金の算定に当たっては当該事業着手時点の要綱を適用し、かつ、平成 30 年年度中に限り第 5 条の 2 第 1 項の規定に基づく一括設計審査（全体設計）を申請することができる。
- 5 第 3 項及び前項の一括設計審査（全体設計）の申請については、第 5 条の 2 の規定を準用する。第 3 項においては、同条第 4 項中「次の各号に定める書類を」とあるのは、「社会資本整備総合交付金の繰越手続きに係る書類を添えて」と、前項においては、同条第 2 項中「次の各号に定める書類を」とあるのは、「国の一括設計審査（全体設計）に係る申請書類及び国からの承認書に、次の各号に定める書類を添えて」とする。

附 則 （平成 31 年 3 月 28 日 30 都市建企第 1327 号）

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （令和元年 10 月 1 日 31 都市建企第 629 号）
この要綱は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則 （令和 2 年 3 月 16 日 31 都市建企第 1192 号）
この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （令和 3 年 3 月 24 日 2 都市建企第 1377 号）
この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。